

第 5 章

子供・子育て支援施策の更なる充実に向けて

- 1 東京都の役割
- 2 区市町村の役割
- 3 事業主の役割
- 4 地域社会・都民の役割
- 5 計画の推進体制
- 6 進捗状況の評価・公表

目標を掲げている取組 一覧表

東京都子供・子育て支援総合計画に盛り込んだ各施策を総合的に推進し、効果をあげていくためには、都や区市町村の各行政機関をはじめ、家庭、企業、NPO 団体等の幅広い関係者が連携・協力し、それぞれの役割を着実に果たしていくことが重要です。

1 東京都の役割

(本計画の着実な推進)

- 本計画が目指す理念を実現するため、関係部局間の連携・協力を密にし、全庁を挙げて子供・子育て支援施策に総合的かつ着実に取り組みます。
- 本計画対象事業の実施に当たっては、区市町村や子供・子育て支援活動を行う NPO 団体等と協働し、地域のニーズに応じた施策を効果的に行います。

(区市町村への支援)

- 区市町村が、それぞれ策定した子ども・子育て支援事業計画や次世代育成支援行動計画に基づき、子供・子育て支援の実施主体として、地域の実情に応じた取組を展開できるよう、必要な支援を行います。
- 保育サービスの待機児童については、平成 31 年度末までの解消を目指します。潜在的なニーズを勘案して設定した保育サービスの整備目標に基づき、区市町村が保育サービス拡充に向けた取組を計画的に進めていけるよう支援します。
- 保健所や保健センターにおける母子保健事業や子供家庭支援センター等を中心とした地域での子供・子育て支援などが妊娠期から切れ目なく提供されるよう、区市町村の取組を支援します。

(広域的・専門的な施策の実施)

- 地域のニーズに応じて、区市町村が乳幼児期における質の高い教育・保育、地域子ども・子育て支援事業等を適切に実施できるよう、子供・子育て支援を担う人材の確保・養成、資質の向上に一層取り組んでいきます。
- 子供・子育て支援のうち、要保護児童、障害児等特に支援が必要な子供やその保護者に対して、専門的かつ広域的な観点からの支援を行います。
- 妊娠・出産に関する正しい知識や虐待防止等の都民への普及啓発、子供・子育て支援に関する機運の醸成など、広域的な観点からの支援を行います。

(企業の取組を促進)

- 雇用環境の整備に向けた企業の主体的な取組を支援します。また、生活と仕事の両立支援に向けた気運の醸成に取り組みます。

(地域の活動を支援)

- 子育て家庭が抱える様々な問題に適切に対応していくには、地域の協力が不可欠です。区市町村と連携して、民生・児童委員をはじめ、子育てグループ、ボランティア組織や NPO 団体など、地域で多様な活動を展開している主体を支援します。
- また、企業、NPO 団体等が創意工夫を凝らして取り組む先駆的、先進的な取組を支援します。

2 区市町村の役割

(新制度の実施主体)

- 新制度の実施主体として、すべての子供に良質な成育環境を保障するため、それぞれの家庭や子供の状況に応じて子ども・子育て支援給付を保証するとともに、地域子ども・子育て支援事業を適切に実施し、妊娠・出産期からの切れ目ない支援を行う役割を担っています。

(地域の子供・子育て支援の拡充)

- 子育てに孤立感や負担感を感じている子育て家庭が多いことから、妊娠・出産・乳幼児養育のあらゆる時期を通じ、すべての子供とその家庭を対象として、それぞれの状況に応じた支援を切れ目なく行っていく必要があります。
- そのためには、既存の制度にとらわれず、創意工夫を凝らした取組を積極的に展開し、NPO 団体等とも連携しながら、地域のニーズに応じた子供・子育て支援を拡充していくことが必要です。
- また、地域のネットワークの調整機関である子供家庭支援センターを中心に、要保護児童対策地域協議会の活用などにより、あらゆる関係機関との連携を強化することも重要です。

(保育所待機児童の解消に向けた取組)

- 国は「子育て安心プラン」(平成 29 年 6 月厚生労働省公表)で平成 32 年度末まで、都は「2020 年に向けた実行プラン」(平成 28 年 12 月策定)において、平成 31 年度末までに待機児童を解消する方針を打ち出しています。区市町村において、これらも踏まえた目標を設定し、多様な保育サービスを拡充させ、待機児童の早期解消を図っていくことが求められています。その際、今後も女性の社会進出や働き方の多様化等により、更なる保育ニーズの増加が見込まれることから、量の見込み・確保策を適宜見直すなど、待機児童ゼロが継続できるように取り組んでいく必要があります。

3 事業主の役割

(雇用環境の整備)

- 育児休業や子供の看護休暇の取得促進、勤務時間の短縮措置など、各種制度の充実を図るとともに、これらを活用しやすい、生活と仕事の両立が可能な職場環境づくりに努めることが求められています。
- 次世代法に基づき、事業主の社会的責任の一環として、一般事業主行動計画を策定し、ライフ・ワーク・バランスの実現に向けた取組等を実施していくことが必要です。

(企業の社会的責任)

- 企業には本来の業務活動のほか、環境保全、社会貢献、消費者保護など、多くの社会的責任を果たしていくことが求められています。子供・子育て支援においても、就業体験の受入など、次代を担う人材を育てていく環境を整えることは、企業の重要な役割です。

4 地域社会・都民の役割

(子供・子育て支援)

- すべての子供が障害の有無や生まれ育った家庭環境などにかかわらず大切にされ、健やかに成長できるよう、一人ひとりの都民が、子供の育ちや子供・子育て支援の重要性に対する関心と理解を深めていくことが必要です。

(児童虐待の防止)

- 児童相談所及び子供家庭支援センターに寄せられる児童虐待相談件数は増加傾向となっています。虐待をしてしまう保護者自身が子育てに悩んでいるなど、何らかの支援を必要としている場合も多く、周囲の人などがSOSにいち早く気づき、支援につなげるなど手を差し伸べることが大切です。
- 児童虐待の防止等に関する法律には、国民の通告が義務付けられています。何か様子がおかしいと感じたり、気になることがあったら、どんなに些細なことでも児童相談所や子供家庭支援センターに通告することが重要です。

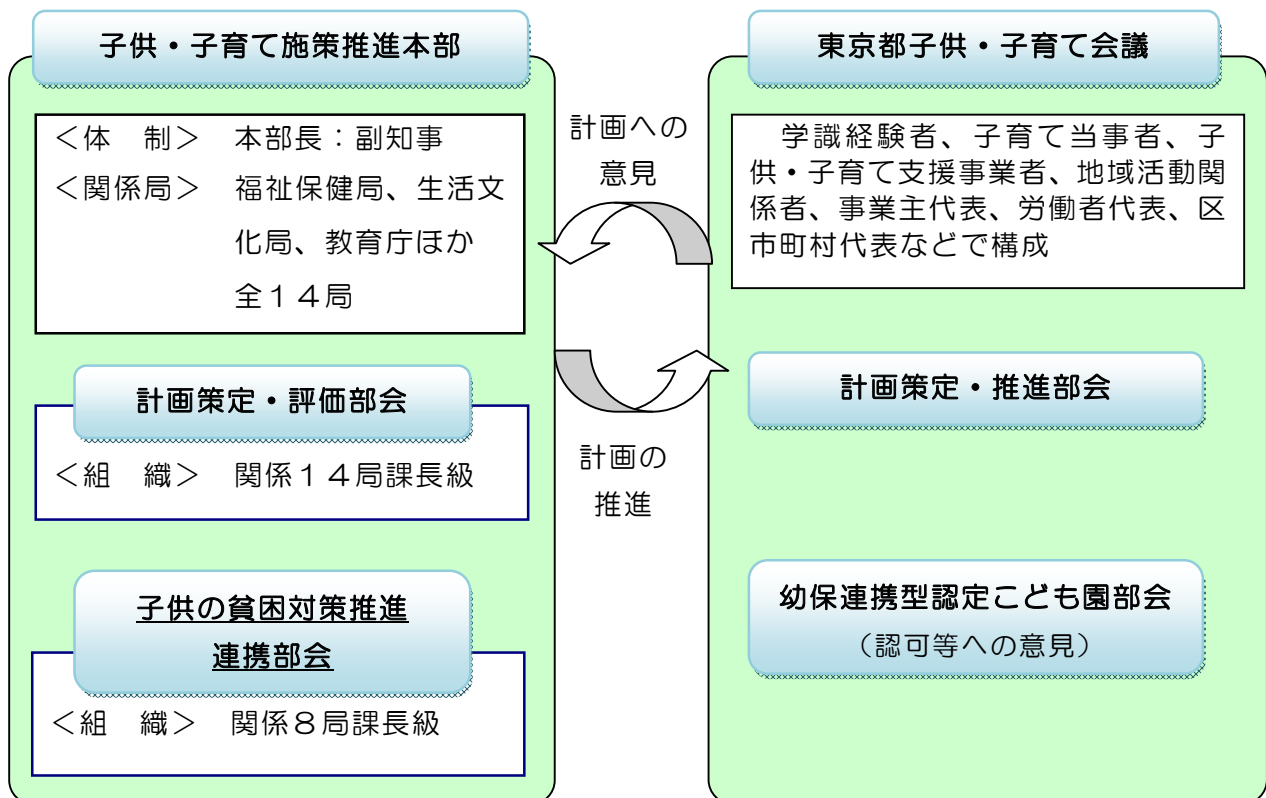
(関係機関や企業等と行政との連携)

- 民生・児童委員や地域の子育てグループ、NPO 団体、各種ボランティア組織等の活動を通じて、子育て家庭と子育て経験者との連携を図るなど、まずは都民一人ひとりや関係団体等が、子育て支援の当事者意識を持って、地域全体で子育てをする社会に参加することも重要です。

- また、既に構築されているネットワーク等を生かしつつ、関係団体や企業等と行政のより一層の連携や協働が求められています。

5 計画の推進体制

- 「東京都子供・子育て会議」及び「子供・子育て施策推進本部」において、子供・子育て施策を総合的かつ効果的に推進していくこととしています。



6 進捗状況の評価・公表

- 東京都が取り組む子供・子育て支援施策を実効あるものとするため、主要施策については毎年その進捗状況を点検し、公表しています。
- 計画期間中は、対象事業の進捗状況、事業効果等を評価するため、毎年度、東京都子供・子育て会議において、客観的かつ専門的な立場からの意見交換・調査審議を行っています。
- 計画の実施状況について、個別事業に係る数値目標の推移や、施策に関する各種調査などにより、毎年度、個別事業の進捗状況（アウトプット）を点

検・評価しており、中間年である平成 29 年度においては、中間見直しを実施しました。

- 計画全体及び目標ごとの成果（アウトカム）についても、東京都子供・子育て会議の意見を踏まえ平成 28 年度に設定した評価指標により点検・評価し、次期子供・子育て支援総合計画の策定に活かしていきます。
- 子供・子育て施策推進本部において、計画の進行管理や関係部署との連絡調整を行うとともに、計画の実施状況の点検・評価を開かれた過程で行うため、東京都子供・子育て会議において調査審議していきます。

目標を掲げている取組 一覧表

番号	項目	平成25年度実績	平成31年度目標（当初）	平成28年度末までの実績	平成31年度目標 （平成29年度末時点）	担当局
-	妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援体制の構築 （妊娠届の受理、各種訪問事業等、子育てスタート支援事業、出産・子育て応援事業など）	-	62区市町村で、地域の実情に応じ、妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援体制を構築	乳幼児全戸訪問事業 55区市町村 養育支援訪問事業 53区市町 出産・子育て応援事業 32区市町村	引き続き当初目標の達成に向け取組を継続	福祉保健局
24	周産期医療システムの整備	294床	31年度 NICU 320床確保	329床(うち周産期母子医療センター及び周産期連携病院のNICU 321床)	平成35年度末 NICU340床確保	福祉保健局
51	地域子育て支援拠点事業（子育てひろば事業）の充実	808か所	地域支援又は利用者支援事業を行う子育てひろばを62区市町村で実施	33区市	引き続き当初目標の達成に向け取組を継続	福祉保健局
56	利用者支援事業	4区市	62区市町村	42区市	引き続き当初目標の達成に向け取組を継続	福祉保健局
-	多様なニーズに対応した保育や預かり等のサービスの実施 （一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業、子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）、延長保育事業、休日保育、夜間保育など）	-	62区市町村で、地域の実情に応じた実施体制の整備	一時預かり事業 54区市町村 ファミリー・サポート・センター事業 50区市町 子育て短期支援事業 ショートステイ 50区市町 トワイライトステイ 21区市 延長保育事業 52区市町村 休日保育事業 26区市町村 夜間保育事業 14区市	引き続き当初目標の達成に向け取組を継続	福祉保健局
71	保育サービスの拡充	(H26.4.1現在) 保育サービス利用児童数 234,911人	平成30年4月時点 保育サービス利用児童数 40,000人増 (平成26年度を含む)	保育サービス利用児童数 H28.4.1現在 261,705人 (26,794人増) H29.4.1現在 277,708人 (42,797人増)	平成32年4月時点 保育サービス利用児童数 60,000人増(平成29年4月比)	福祉保健局
97	病児保育事業の充実	119か所 49区市(23区26市)	160か所	134か所	引き続き当初目標の達成に向け取組を継続	福祉保健局
111	地域スポーツクラブの設立・育成支援事業	47区市町村 116クラブ (21区:54クラブ、21市:57クラブ、2町:2クラブ、3村:3クラブ)	32年度 全区市町村で設置	54区市町村 132クラブ	引き続き当初目標の達成に向け取組を継続	オリンピック・パラリンピック準備局
-	子育て世代向けのスポーツ教室等を実施する地域スポーツクラブの拡大	平成26年度事業予定 20地区、20クラブ、20事業	32年度 全クラブで実施	20地区、29クラブで29事業	平成28年度で事業終了	オリンピック・パラリンピック準備局

番号	項目	平成25年度実績	平成31年度目標（当初）	平成28年度末までの実績	平成31年度目標 （平成29年度末時点）	担当局
113	総合的な子供の基礎体力向上方策の推進	全国体力・運動能力、運動週間等調査 都道府県順位 【小学生】男子：18位 女子25位 【中学生】男子：47位 女子44位	平成31年度に 昭和50年代の水準まで向上	全国体力・運動能力、運動週間等調査 都道府県順位 【小学生】男子18位、女子18位 【中学生】男子43位、女子41位	平成32年度 体力合計点の東京都平均値を、小学生は都道府県別の上位、中学生・高校生は全国平均値程度まで向上させる。	教育庁
164 165 166	学童クラブ事業	登録児童数 89,327人 (H26.5.1現在) H22.5.1現在との比較 5,232人増	平成31年度（平成32年5月） 登録児童数 12,000人増	登録児童数 H29.5.1現在 100,869人	平成31年度（平成32年5月） 登録児童数 19,000人増	福祉保健局
168	放課後子供教室	52区市町 1,101教室	全小学校区に設置	55区市町村 1,145小学校区（全1,286小学校区）	引き続き当初目標の達成に向け取組を継続	教育庁
186 159	ひとり親家庭の子供の学習支援の推進 （ひとり親家庭生活向上事業のうち子供の生活・学習支援事業又は生活困窮者自立支援法に基づく学習支援事業の実施）	-	62区市町村	39区市	引き続き当初目標の達成に向け取組を継続	福祉保健局
193	専門機能強化型児童養護施設	民間児童養護施設40か所	29年度までに全民間児童養護施設（53か所）	45か所	32年度までに全民間児童養護施設（54か所）	福祉保健局
202	母子・父子自立支援プログラム策定等事業	17区19市	62区市町村	53区市町村	引き続き当初目標の達成に向け取組を継続	福祉保健局
203	高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	-	62区市町村	24区市町村	引き続き当初目標の達成に向け取組を継続	福祉保健局
215	家庭的養護（養育家庭等、ファミリーホーム、グループホーム）の推進	・1,197人（養育家庭等407人、グループホーム131ホーム790人） 家庭的養護 31.2% ・ファミリーホーム14か所（うち法人型2か所）	・平成41年度において、社会的養護に占める家庭的養護の割合が概ね6割となるよう、養育家庭等・ファミリーホーム・グループホームを推進していく。 ・29年度までにファミリーホームを21か所（うち法人型8か所）設置する。	家庭的養護割合 33.8% ファミリーホーム設置数 18か所	・平成41年度において、社会的養護に占める家庭的養護の割合が概ね6割となるよう、養育家庭等・ファミリーホーム・グループホームを推進していく。 ・31年度までにファミリーホームを42か所（うち法人型17か所）設置する。	福祉保健局
218	サテライト型児童養護施設の設置	-	29年度までに3か所	2か所	31年度までに3か所	福祉保健局
235	短期入所事業の充実	定員数838人（障害者分を含む）	29年度までに220人分の短期入所整備（障害者分を含む）	定員数963人（87人分整備）	32年度までに180人分の短期入所整備（障害者を含めた総数）	福祉保健局
238	児童発達支援センターの設置促進	-	29年度までに10か所増	全32か所（2か所増） 22区市町村	32年度までに各区市町村に少なくとも1か所以上設置	福祉保健局
239	保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	-	-	17区市町村	32年度までに 全ての区市町村において利用できる体制を構築	福祉保健局

番号	項目	平成25年度実績	平成31年度目標（当初）	平成28年度末までの実績	平成31年度目標 （平成29年度末時点）	担当局
240	主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置促進	-	-	23区市町村	32年度までに各区市町村に少なくとも1か所以上確保	福祉保健局
241	主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービスの設置促進	-	-	21区市町村	32年度までに各区市町村に少なくとも1か所以上確保	福祉保健局
312	子育て世帯に配慮した住宅の供給促進	-	27～29年度 認定戸数 1,200戸	281戸	27～37年度 認定戸数 10,000戸	都市整備局
318	緑の拠点となる公園の整備	新規開園面積 13.7ha（平成25年度）	平成36年度までに新たに170ha開園	14.5ha	引き続き当初目標の達成に向け取組を継続	建設局
319	こころとからだを育てる活動体験（野外体験・里山体験）の活動広場拠点づくり	-	28年度 モデル公園の基本設計 36年度 8か所	事業計画を検討	引き続き当初目標の達成に向け取組を継続	建設局